八　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係
　工事完了前の宅地又は建物に係る不動産特定共同事業に関する広告及び当該事業の実施に必要な法令に基づく処分として、津波防護施設区域内の土地における施設の新築の許可等の処分を定めることとした。（第八条関係）
九　土壌汚染対策法施行令の一部改正関係
　土壌汚染状況調査等を行う場合において実施時期等について管理者と協議しなければならない土地として、津波防護施設区域内の土地を定めることとした。（第九条関係）
一〇　国立大学法人法施行令の一部改正関係
　国立大学法人を国とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めることとした。（第一〇条関係）
一一　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正関係
　独立行政法人国立高等専門学校機構を国とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めることとした。（第一一条関係）
一二　地方独立行政法人法施行令の一部改正関係
　地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてその規定が準用される法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めることとした。（第一二条関係）
一三　景観法施行令の一部改正関係
　景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画として、推進計画を定めることとした。（第一三条関係）
一四　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係
　行政機関等に通報を行った際に労働者が保護される公益通報の対象となる事実が規定されている法令として、津波防災地域づくりに関する法律を定めることとした。（第一四条関係）
一五　この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二三年一二月二七日）から施行することとした。

◇**水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令**（政令第四二八号）（国土交通省）
1　水防法第三二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとすることとした。（本則関係）
㈠　氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
㈡　氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
㈢　1及び2の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
㈣　人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
㈤　堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業
2　この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二三年一二月二七日）から施行することとした。

政　令

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百十号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条第三項、第二百三十四条第二項及び第六項、第二百三十八条の五第二項並びに第二百四十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条第一項に次の一号を加える。

三　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

第百五十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」を「次に掲げる法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

二　当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

第百五十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第一項第二号に掲げる法人（前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。

第百五十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　寄附金

第百六十七条の二第一項第三号中「同じ。」及び「第二項に規定するシルバー人材センター」の下に「若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」を、「規定する母子福祉団体」の下に「若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）」を加え、「当該母子福祉団体」を「当該母子福祉団体等」に改める。

第百六十七条の八中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。